

(経済産業省生産動態統計調査)

## 審 査 メ モ

## 1 経済産業省生産動態統計調査の変更について

経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、経済産業省所管の鉱工業の生産活動の実態を月次で把握する統計調査であり、調査事項等は調査票（111 月報）ごとに設定されているものの、調査事項等の基本的な考え方は全調査票に共通している。

近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の変化等に対応した迅速な調査事項等の見直しを行う必要があることから、平成 14 年調査の変更計画に係る統計審議会の諮問（平成 13 年 9 月 14 日付け諮問第 277 号）に際し、経済産業省から基本的な考え方に係る「見直しに関する統一基準」が提示され、当該基準についても諮問時に審議を行っている。

平成 22 年の統計委員会答申（平成 22 年 5 月 21 日付け府統委第 46 号）時に、当該基準は策定後 10 年近くが経過し、その内容全てが当時の経済状況等の変化に必ずしも対応していないとして、産業統計部会長報告「経済産業省生産動態統計調査の変更の審議に際して出された意見について」（以下「平成 22 年部会長報告」という。）において、「その基準を見直ししていく必要がある。」とされている。

今回、経済産業省は、平成 22 年部会長報告を受け、新たに「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（以下「統一基準」という。）を(1)の「見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的考え方」に基づき、(2)のとおり作成するとともに、その考え方に沿って、平成 26 年 1 月以降に実施する本調査について、調査計画における「調査票」、「調査項目」、「調査品目」等を以下(3)のとおり変更するとしている。

## (1) 見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的考え方

経済産業省は、統一基準の見直しに当たり、見直しの必要性・統一基準見直しに当たっての基本的考え方（以下「基本的な考え方等」という。資料 4-1 参照。）を定めている。基本的な考え方等については、次のア及びイのとおりである。

## ア 見直しの必要性

経済のグローバル化の進展や我が国の経済構造が大きく変化するなかで、鉱工業の品目ごとのミクロな生産活動を把握するための「経済産業省生産動態統計調査（以下『生産動態統計調査』という。）」についても、適宜見直しを行うことが必要となっている。

時代の変化に伴い、必要性が乏しくなった調査内容に関しては整理、簡素化を図っていくとともに、重要な品目及び項目については拡充を行うといった業種間横並びで統一的な見直しを行うことが必要である。また、調査対象の範囲についても、近年の調査環境がますます悪化していることから、調査対象が多く、調査効率が低下している調査については、報告者の記入者負担軽減を図る観点からも、対象範囲の見直しを

行い、生産動態統計調査を効率的に実施することが必要である。

## イ 統一基準見直しに当たっての基本的考え方

- ① ミクロな生産活動を的確に把握するとともに、よりマクロな経済動向を表す鉱工業指数等の指標を作成する原データを提供するというそれぞれの役割において、精度の確保と速報性を念頭に置きつつ、また、報告者の記入負担軽減も図りながら、調査効率の向上を図る。
- ② 調査項目・品目については、新たに把握が必要なものについては拡充する一方で、市場規模の小さい品目等については統廃合を行う。他方、製品欄の内訳項目（品目）については、行政ニーズ等が高いものに限定するなどの合理化を図る。
- ③ 調査の方法については、近年の調査環境の悪化に伴い、対象数が多く、調査効率が低下している調査については、対象範囲の見直しを行う。

(共通論点)

- a 平成 22 年部会長報告を踏まえて、変更した点はあるのか。変更の方向性及び変更した点については、適当か。
- b 近年の調査環境悪化を理由として、対象範囲の見直しを行う必要性に結び付けてよいのか。調査事項の精査等、他に優先して検討すべき事項はないか。

## (2) 統一基準の変更

### ア 調査事項（変更）

調査事項については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な、5 事項（生産・受入・消費・出荷・在庫）を基本とするが、受注品については生産のみとするなど、調査品目の特性を考慮した調査事項とする。

(審査結果)

平成 13 年の統計基準と比して、「出荷」については、従来「販売出荷」及び「その他出荷」と表記していたが、調査規則に合わせて表記を変更している。

また、「在庫」についても同様に、従来「月末在庫」と表記していたが、調査規則に合わせて表記を変更している。

(論点)

- a 品目別の生産活動を把握するために最低限必要な項目を上記 5 事項としている理由は何か。
- b 「受注品については生産のみ」とする理由は何か。
- c 「調査品目の特性を考慮した調査事項」とは具体的にどのような事項か。

### イ 金額項目（削除）

(未調査業種となっている素材産業に係るいくつかの月報について、金額の調査項目を追加する、としていた項目を削除する。)

(審査結果)

平成 13 年の統計基準と比して、素材産業に係る月報(金額に関する調査項目がない月報、

鉄鋼、化学繊維、紡績糸、織物、ニット生地、金属鉱物、非金属鉱物、石油製品及びコークスの各月報）について、金額の調査項目を追加するとしていた項目を削除することとしている。

これについては、平成 22 年に実施した諮問・答申時に、金額調査の拡充困難性について、有識者の理解を得たことに合わせて改正するものであり、基本的な考え方等に適合していることから、適当であると考ええる。

(論点)

- a 金額調査はどの範囲で実施されているのか。
- b 現在、金額調査を実施していない調査は何か。金額調査ができない主な理由は何か。

#### ウ 内訳項目（変更）

生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。鉄鋼関係月報に係る内訳項目のうち、調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているものについては、一般統計調査への移行について検討する。

また、受入については、海外からの受入の多い品目について、「国内」と「国外」に分ける。

(審査結果)

平成 13 年の統計基準と比して、輸出入比率が高い品目の動向把握を削除（貿易統計で把握可能であるため）し、鉄鋼関係月報に係る「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」を一般統計調査へ移行し、受入については、海外からの受入の多い品目について、「国内」と「国外」に分けることとしている。

これらについては、報告者負担軽減の観点、効率的な調査実施の観点、正確な結果把握の観点、及び基本的な考え方等に適合していることから、それぞれ適当であると考ええる。

(論点)

- a 「鉄鋼関係月報に係る内訳項目」に限定して、一般統計調査への移行を検討しているが、鉄鋼関係月報に限定する理由は何か。
- b 「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」については、具体的にどのようなものを指すのか。
- c 海外からの受入の多い品目については、どのように判断するのか。

#### エ 調査品目（変更）

調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている現行の調査品目をベースに、以下の方針で整理することとする。なお、以下でいう「商品」は、工業統計調査用商品分類であり、「品目」は、生産動態統計調査の品目を指している。

- ① 工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。（工業統計調査商品分類と対応させることが困難な品目等については生産動態統計調査の生産金額（生産金額の無い品目等については販売金額）で評価する。）

ただし、工場内の消費数量が多い銑鉄、粗鋼、エチレンなどの商品（品目）は、

その消費した金額を算出し年間出荷額に加える（以下同じ。）。

なお、工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円未満の商品であっても、他に100億円を超える類似品目がある場合や類似した複数の商品を統合して100億円を超える場合は統合した商品を採用することとする。

また、工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円以上であっても急激な生産縮小が見られる品目については統合又は削除を検討する。

② 工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円以上であっても秘匿処理が必要な品目については、類似品目と統合が可能なものは統合し、それ以外は削除を検討する。

③ 工業統計調査用商品分類で年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない品目であって調査化が可能なものは採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい品目、注目度が高く今後の伸びが期待される品目、あるいは行政上必要な品目等は採用する。

④ 技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。

また、日本標準産業分類の変更に対応した見直しも行うこととする。

(審査結果)

①～④については、おおむね平成13年の統一基準を再編成したものである。

新たに変更されている部分のうち、①は、急激な生産規模の縮小が発生する品目に対応する観点から、追記されたものであり、②では、秘匿措置が必要である品目への対応を追記しており、④は製品における経年変化に対応するために設けられた追記であり、いずれも基本的な考え方等に適合していることから、適当であると考えられる。

(論点)

a ①～④の項目ごとに、具体的にどのようなものを想定しているのか。例示を明示できないか。

## オ 原材料欄（変更）

原材料欄については、古紙など環境分野等の業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。

(審査結果)

平成13年の統計基準では、「環境・エネルギー、政策上必要性が認められる業種をのぞき廃止」としていたものを変更することとしている。

これはおおむね対応が終了したことから、記述を変更したものであり、基本的な考え方等に適合していることから、適当であると考えられる。

(論点)

a 「政策上特段の必要性が認められる品目等」をどのようにして判断するのか。

b 他項目とは異なり、本項目のみ「調査する」としているが、何か理由はあるのか。

## カ 労務欄（変更）

「従事者数」については、調査対象の調査範囲を確定するため継続することとし、部門区分については、記入者負担の軽減の観点から統合を検討する。  
（「月間実働延人員」については、全調査票において当該調査項目の廃止が完了していることから、削除する。）

（審査結果）

平成13年の統計基準と比して、「従事者数」（従来「月末従業者数」と表記していたが、調査規則に合わせて表記を変更。）については、部門区分について統合を検討する旨を追記することとしている。

これについては、記入者負担の軽減が図られるとともに、及び基本的な考え方等に適合していることから、適当であると考ええる。

「月間実働延人員」については、削除することとしている。

これについては、全調査票において当該調査項目の廃止が完了していること、及び基本的な考え方等に適合していることから、適当であると考ええる。

（論点）

- a 「従事者数」を部門別に調査しないことで問題は生じないか。

## キ 生産能力・設備欄（変更）

生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するためのもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。

なお、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種別代表率が低い（生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない）業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする。

調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。

（審査結果）

平成13年の統計基準と比して、調査単位については、より実態を表す単位を採用することを追記している。

これについては、生産能力を把握するために必要であり、基本的な考え方等に適合していることから、適当であると考ええる。

（論点）

- a 「政策上特段の必要性が認められるもの」をどのようにして判断するのか。
- b 「調査単位については、より実態を表す単位を採用」としているが、具体的にどのようなものを想定しているのか。

## ク 調査対象範囲（変更）

調査対象が多く、調査効率が低下している調査については、記入者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し対象範囲の見直しを行うこととする。

（審査結果）

平成 13 年の統計基準と比して、「代表性の確保に配慮しながら一定規模以上の事業所を対象とする裾切り調査」への切替を削除することとしている。

これについては、調査対象数が過分である場合に、対象範囲の見直しを行うことは効率的な調査の実施につながるものであり、基本的な考え方等に適合していることから、適当であるとする。

(論点)

- a 「裾切り調査」への切替を削除する理由は何か。
- b 「調査効率が低下」とは何か。
- c 「対象範囲の見直し」とは具体的にどのように行うのか。

#### ケ 調査票（変更）

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。

また、動向把握の必要性が低くなった調査票（特に鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票）については、廃止を検討する。

(審査結果)

平成 13 年の統計基準と比して、動向把握の必要性が低くなった調査票の廃止検討を追記している。

これについては、効率的な調査実施の観点から、基本的な考え方等に適合しており、適当であるとする。

(論点)

- a 「動向把握の必要性が低くなった調査票」とは、具体的にどのようにして判断するのか。
- b 「特に鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票」と記載されているのはなぜか。鉱工業指数に採用されていない品目について、産業連関表への採用など、それ以外の要素を検討する必要があるのか。

#### コ 調査組織（新設）

調査業務の効率化の観点から、調査組織の見直しを行う。

(審査結果)

調査組織ごとに調査業務の適量化を図る観点から、基本的な考え方等に適合しており、適当であるとする。

(論点)

- a 「調査業務の効率化」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。
- b 「調査組織の見直し」とは具体的に何か。

### (3) 今回調査項目等の変更

各調査項目の変更については、統一基準に沿った変更となっているかを確認していく。

## ア 調査票の廃止・統合

「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品（調査票番号2420）」、「機械器具月報（その49）武器（調査票番号2490）」の2調査票を廃止し、「セメント月報（調査票番号7220）」と「セメント製品月報（調査票番号7340）」を統合する。

（審査結果）

「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品（調査票番号2420）」については、品目数が少ないことから、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する他の調査票へ移設した上で、「機械器具月報（その49）武器（調査票番号2490）」については、動向把握の必要性が低くなったため、それぞれ廃止するものであり、統一基準「3. 調査票」の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

「セメント月報（調査票番号7220）」については、品目数が少ないことから、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する「セメント製品月報（調査票番号7340）」に移設して統合するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

（論点）

- a 2調査票を廃止する理由は妥当かどうか。
- b 2調査票を1調査票に統合する理由は妥当か。

## イ 調査項目の変更

### ① 変更事項1（調査項目の新設）

4調査票（「機械器具月報（その28）回転電気機械（航空機用のものを除く）（調査票番号2280）」等）の調査項目に3項目（「受入」等）を新設する。

（審査結果）

調査項目が不十分であり、正確な実態把握が困難となっていること等を理由として調査項目を新設するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

（論点）

- a 調査項目を新設する理由は妥当か。

### ② 変更事項2（調査項目の分割）

「機械器具月報（その31）民生用電気機械器具（調査票番号2310）」の「受入」を「国内」と「国外」に分割する。

（審査結果）

海外からの受入が「出荷」及び「在庫」に与える影響を把握するため、「受入」を「国内」と「国外」に分割するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

（論点）

- a 調査項目を分割する理由は妥当か。

### ③ 変更事項 3 (調査項目の削除・再編)

8 調査票 (「鉄鋼月報 (その 2) 普通鋼熱間圧延鋼材 (調査票番号 1020)」等) の 12 項目 (「1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳」等) を削除し、5 調査票 (「ニット・衣服縫製品月報 (調査票番号 3180)」等) の 10 項目 (「1-3. 製品-ニット製・織物製」等) を再編する。

(審査結果)

行政として把握する必要性が低下したこと等を理由として調査項目を削除又は再編するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考え。

(論点)

- a 調査項目を削除・再編する理由は妥当か。

## ウ 調査品目の変更

### ① 変更事項 1 (調査品目の新設)

5 調査票 (「機械器具月報 (その 32) 電球、配線及び電気照明器具 (調査票番号 2320)」等) において 6 品目 (「LED 器具 (自動車用を除く)」等) を新設する。

(審査結果)

今後、生産の伸びが期待される品目であること等を理由として新設するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考え。

(論点)

- a 調査品目を新設する理由は妥当か。

### ② 変更事項 2 (調査品目の統合)

14 調査票 (「機械器具月報 (その 12) 金属加工機械及び鋳造装置 (調査票番号 2120)」等) 中の 73 品目 (「パンチングマシン」と「その他の数値制御式機械プレス」等) を 27 品目に統合する。

(審査結果)

類似する複数の品目を統合することにより、100 億円以上の生産規模が認められること等を理由として、調査品目を統合するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考え。

(論点)

- a 調査品目を統合する理由は妥当か。

### ③ 変更事項 3 (調査品目の削除)

4 調査票 (「機械器具月報 (その 34) 民生用電子機械器具 (調査票番号 2340)」等) 中の 9 品目 (「DVD-ビデオ」等) を削除する。

(審査結果)

生産規模が縮小し、今後も増加が見込めないことから、当該品目単独で月々の動態を把握する必要性が乏しくなったこと等を理由として、調査品目を削除するものであり、

統一基準の考え方にも適合しており、適当であるとする。

(論点)

- a 調査品目を削除する理由は妥当か。

#### ④ 変更事項 4 (調査品目の分割)

「金属製建具月報 (調査票番号 7320)」の「サッシー木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」に分割する。

(審査結果)

省エネ推進から二重サッシ化が進展しており、従来のアルミサッシに加え、アルミ樹脂複合サッシが増加していることを理由として分割するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であるとする。

(論点)

- a 調査品目を分割する理由は妥当か。

#### ⑤ 変更事項 5 (調査品目の調査票間での移設)

7 調査票間 (「機械器具月報 (その 42) 二輪自動車及び部品 (調査票番号 2420)」から「自動車部品及び内燃機関電装品 (調査票番号 2420)」へ等) で、18 品目 (二輪自動車部品の「エンジン」等) を移設する。

(審査結果)

調査票の統廃合等を理由として調査票間の移設等の調整を行うものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であるとする。

(論点)

- a 調査品目の調査票間で移設する理由は妥当か。

#### ⑥ 変更事項 6 (調査品目の区分変更)

「機械器具月報 (その 36) 電子管、半導体素子及び集積回路 (調査票番号 2360)」のアクティブ型液晶素子の区分について、現行の「3. 0 型未満」、「3. 0 ~ 7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」から、「4. 5 型未満」、「4. 5 ~ 7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」に変更する。

(審査結果)

現行の区分では、携帯電話、スマートフォン、タブレット PC、カーナビゲーション等の主要製品に使用される液晶のサイズと合わなくなっていることを理由として、より実態に即し、動向把握のしやすい区分に変更するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であるとする。

(論点)

- a 調査品目の区分変更をする理由は妥当か。

#### ⑦ 変更事項 7 (調査品目の単位・定義変更)

3 調査票 (「機械器具月報 (その 36) 電子管、半導体素子及び集積回路 (調査票番

号 2360) 」等) 中の 6 品目 (「太陽電池モジュール」等) について、単位を変更し、2 調査票 (「鉄鋼月報 (その 6) 鋼管 (調査票番号 1060) 」等) 中の 2 品目 (「特殊鋼」等) について、定義を変更する。

(審査結果)

品目特性の変化に応じて調整を行う必要が生じたことを理由として変更するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

(論点)

a 調査品目の単位及び定義を変更する理由は妥当か。

## エ その他の変更

### ① 変更事項 1 (調査票等の名称変更)

4 調査票 (「機械器具月報 (その 37) 電子計算機及び関連装置 (調査票番号 6160) 」等)、3 調査項目 (「製品ーニット製・織物製」の通し番号等) 及び 5 調査品目 (「自動車用タイヤ」等) について名称を変更する。

(審査結果)

調査票の統廃合、定義変更等を理由として名称を変更するであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

(論点)

a 調査票、調査項目及び調査品目の名称を変更する理由は妥当か。

### ② 変更事項 2 (斜線項目の追加)

2 調査票 (「セメント・セメント製品 (調査票番号 7340) 」等) について、数値記入の必要がない調査項目を斜線項目とする。

(審査結果)

数値記入の必要がない調査項目を斜線項目とする変更であり、報告者負担の軽減等も図られることから、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

(論点)

a 斜線項目とする理由は妥当か。

### ③ 変更事項 3 (調査の範囲の変更)

8 調査票 (「プラスチック製品 (調査票番号 6160) 」等) について、調査対象事業所数を減少させる。

(審査結果)

調査効率が低下している調査票について、記入者負担の軽減、業種の代表性等を考慮し、調査の範囲の見直しを行うものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

(論点)

a 調査の範囲を変更する理由は妥当か。

#### ④ 変更事項 4 (調査の組織の変更)

4 調査票 (「ばね月報 (調査票番号 2220)」等) について、調査の組織を変更する。

(審査結果)

調査の範囲の変更等に伴い、経済産業省、経済産業局及び都道府県間での調査票取扱量の平準化を図るため、調査の方法を変更するものであり、統一基準の考え方にも適合しており、適当であると考ええる。

(論点)

- a 調査の組織を変更する理由は妥当か。
- b 都道府県等の地方組織への負担増加になることはないか。

## 2 前回 (平成 22 年) 答申等における今後の課題への対応

本調査については、統計委員会答申 (平成22年 5 月21日付け府統委第46号) における指摘等を踏まえ、的確な統計整備、円滑な調査の実施等を図る観点から、今後の課題とされており、対応状況及びその妥当性について確認する必要がある。

(審査結果)

以下の 4 点について、いずれについても今回対応において、必要な措置を講じており、適当と考える。

(論点)

- a 生産能力調査については、生産能力指数や稼働率指数の精度向上の観点から、引き続き更なる調査品目の拡充について検討するとともに、生産能力を把握するための単位について見直しを行っているか。
- b 産業構造の変化等により、その占有状況によって報告者が特定される可能性が高い品目について、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定されないような基準等を設けることが可能かどうか検討しているか。
- c 国外からの受入れが多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合を把握するために、「国内」及び「国外」別の受入数量の内訳を把握することを検討しているか。
- d 「労務」の「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更することについて、当該名称は、統計調査の用語としては一般的ではないと考えられることから、他の統計調査との用語・定義の整合性の観点から、今後、その関係を整理し、必要に応じて再度見直すなどの措置を採っているか。

## 3 加工統計の推計精度への影響

本調査の変更が加工統計に及ぼす影響を精査し、その妥当性及び影響について検討する必要がある。

(審査結果)

本調査は加工統計に使用される重要な一次統計であり、経済産業省内で調整済みであるとのことであるが、調査品目数は減少の一途をたどっている。このことに鑑み、本変更の内容に加えて、加工統計への推計精度を確保していく上で、調査実施者に求められ

ることも含めて、有識者による検討が必要である。

(論点)

- a 調査品目の削除、統合等が予定されているが、品目数の削減については、産業連関表（基幹統計）や鉱工業指数（基幹統計）などの加工統計における推計精度を低下させるおそれはないか。

(その他)

- a 加工統計に影響を及ぼすおそれがある場合、どのように防ぐことが可能か。組織体制の弱体化への対応が必要ではないか。
- b 鉱工業指数や産業連関表等の関連指数間における調整は行われているのか。